

佐倉市条例第 号

佐倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市個人情報保護条例（平成17年佐倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

（3）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）

第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（4）保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報に係るものをいう。

第7条第1項中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 実施機関は、番号法第20条の規定による場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

第8条の見出し中「利用」を「保有個人情報の利用」に改め、同条第1項中「、保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することをしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を

得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、前項本文の規定により保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報以外の保有個人情報である場合は、実施機関が特別の理由があると認めるときに限る。

第27条第2項を次のように改める。

- 2 代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報以外の保有個人情報である場合は、実施機関が特別の理由があると認めるときに限る。

第33条の見出し中「外部提供先」を「保有個人情報の提供先」に改め、同条中「外部提供先」を「提供先」に改める。

第34条第1項第1号中「第7条の規定に違反して収集されているとき、

又は第8条第1項の規定に違反して目的外利用されているとき」を「次のいずれかに該当する場合」に改め、同号に次のように加える。

ア 第7条の規定に違反して収集されているとき（番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているときを含む。）。

イ 第8条第1項の規定に違反して目的外利用されているとき。

ウ 第8条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

第34条第1項第2号中「第9条第1項及び第10条第1項の規定に違反して外部提供されているとき」を「次のいずれかに該当する場合」に、「外部提供の」を「提供の」に改め、同号に次のように加える。

ア 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反して外部提供されているとき。

イ 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。

第34条第2項を次のように改める。

2 代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。ただし、当該利用停止請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報以外の保有個人情報である場合は、実施機関が特別の理由があると認めるときに限る。

第36条中「外部提供」を「提供」に改める。

第55条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加える。

第2条 佐倉市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下

げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「ときは、保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第33条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第34条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。